

公立大学法人長野県立大学個人情報の取扱い及び管理に関する規程

平成30年4月1日 規程第605号

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、公立大学法人長野県立大学（以下、「法人」という。）における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、条例第2条の定めるところによる。

(個人情報取扱管理者等)

第3条 法人における個人情報の取扱いに関する総括責任者（以下「総括責任者」という。）を理事長とする。

- 2 事務局における個人情報取扱事務を処理させるため、事務局に法人個人情報管理者（以下「法人管理者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。
- 3 法人管理者の事務を補助させるため、事務局に法人個人情報保護推進員（以下「法人推進員」という。）を置き、経営企画・総務課長をもって充てる。
- 4 大学及び短期大学（以下、大学等という。）における個人情報取扱事務を処理させるため、それぞれに大学個人情報管理者及び短期大学個人情報管理者（以下「大学等管理者」という。）を置き、学長及び副学長をもって充てる。
- 5 大学等管理者の事務を補助させるため、大学等を所管する大学個人情報保護推進員（以下「大学等推進員」という。）を置き、学務課長をもって充てる。

(法人管理者等の事務)

第4条 法人管理者及び法人推進員は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 事務局における個人情報の収集及び利用・提供の事務の総括に関すること。
- (2) 事務局における個人情報の適正管理に関すること。
- (3) 事務局における個人情報保護研修の実施に関すること。
- (4) その他総括責任者が指示する事項に関すること。

(大学等管理者等の事務)

第5条 大学等管理者及び大学等推進員は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 大学等における個人情報の収集及び利用・提供の事務の総括に関すること。
 - (2) 大学等における個人情報の適正管理に関すること。
 - (3) 大学等における個人情報保護研修の実施に関すること。
- 2 大学等管理者は、前項の事務を行うにあたって、疑義等が生じた場合は、総括責任者と協議するものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第6条 事務局及び大学等において、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、条例第3条に定める個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 事務局及び大学等において、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。
- 3 登録簿の作成及び修正については、長野県の個人情報取扱事務登録簿作成要領によるものとし、事務局及び大学等において登録簿の作成又は修正を行ったときは、登録簿の写しを添付し、総括責任者に届けなければならない。個人情報取扱事務を廃止したときは、その旨を総括責任者に届けなければならない。

(適正管理等)

第7条 個人情報取扱事務の担当職員（以下「担当職員」という。）は、その事務において収集した個人情報の適切な管理のため、法人の文書で個人情報が記録されたもの（以下「法人文書」という。）については、必ず定められた保管庫等で保管しなければならない。

- 2 法人文書を事務局又は大学等の外部へ持ち出してはならない。ただし、業務遂行上、外部に持ち出す必要がある場合については、事務局にあつては法人管理者又は法人推進員、大学等にあつては大学等管理者又は大学等推進員の承認を得るものとする。
- 3 法人管理者及び大学等管理者は、個人情報が記録された法人文書について、その所管する組織における取扱場所、取扱手続、取り扱うことができる職員その他の適切な管理に必要な事項を別に定めるものとする。
- 4 法人管理者及び大学等管理者は、その所管する組織において、個人情報を電子化し情報システムにより取り扱う場合には、個人情報の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策の実施、管理体制の整備等個人情報の保護に際して必要な事項について別に定めなければならない。
- 5 法人推進員及び大学等推進員は、前各項に規定する内容のほか個人情報の適正な管理の状況について、別に定める点検シートにより定期又は随時に点検を行い、個人情報が適切に管理されるよう必要な助言及び指導を行うものとする。
- 6 法人推進員及び大学等推進員は、前項の点検結果について法人管理者及び大学等管理者へ報告する。
- 7 報告を受けた法人管理者及び大学等管理者は、点検の結果、個人情報の管理に改善すべき点があると認めるときは、改善の措置を講ずるものとする。
- 8 担当職員は、法人文書のうち保有する必要がなくなった文書（歴史的史料として保存される者は除く。）については、焼却、溶解、裁断、消去その他適切な方法で廃棄を行うものとする。

(委託等に伴う措置等)

第8条 個人情報取扱事務を外部の者に委託する場合は、条例又は定めるもののほか、長野県の個人情報取扱事務委託基準によるものとする。

(事案の報告及び再発防止措置)

第9条 事務局において個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の個人情報の安全確保の上で問題となる事案が発生した場合は、その事実を知った担当職員は、速やかに法人推進員に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた法人推進員は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、法人管理者に報告するもの

とする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合は、直ちに当該事案の内容について報告するものとする。

- 3 法人管理者は、前項の報告を受けた場合は、当該報告に係る事案の内容、経緯、被害状況等を総括責任者に速やかに報告するものとする。
- 4 大学等において個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の個人情報の安全確保の上で問題となる事案が発生した場合は、前3項の規定を準用する。この場合において「法人推進員」は「大学等推進員」と、「法人管理者」は「大学等管理者」と読み替えるものとする。
- 5 法人推進員及び大学等推進員は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じるとともに、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表等の措置を講じなければならない。

(研修の実施)

第10条 大学等推進員は、必要に応じ、大学等において個人情報を取扱う業務を担当する職員に対し個人情報保護に関する研修を実施するものとする。

- 2 法人推進員は、必要に応じ、事務局で個人情報を取扱う業務を担当する職員に対し個人情報保護に関する研修を実施するとともに、大学等推進員が前項の研修を実施するにあたって必要な支援等を行うものとする。

(個人情報の取扱いにおける協議)

第11条 総括責任者は、個人情報の取扱い等に関して疑義がある場合は、必要に応じ、長野県知事と協議するものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。